

令和7年2月4日

特殊用材の需要・要望への対応について

特殊用材の需要・要望があった場合の対応については、「木曾悠久の森管理基本計画」1-(3)-⑤において、

⑤ 特殊用材の需要・要望があった場合の対応

国民的な伝統行事や国宝・重要文化財等歴史的・文化的建造物の修復等に必要とされる、一般市場で流通することが希な特殊な規格の木材（以下「特殊用材」という。）の需要・要望があった場合は、その内容と供給の適否について検討し、供給を行うこととなった場合はその方法等について検討を行うこととする。

となっている。

「木曾悠久の森」の区域内において、特殊用材の需要・要望があった場合には、次の項目等を勘案し検討するものとし、その具体的手順は別紙によるものとする。

- ・ その全部又は一部を供給することの適否
- ・ 国民的な伝統行事への該当の是非
- ・ 国宝・重要文化財等歴史的・文化的建造物の修復等への該当の是非
- ・ 伐採等による木曾悠久の森への影響
- ・ 木曾ヒノキ等の資源の持続性

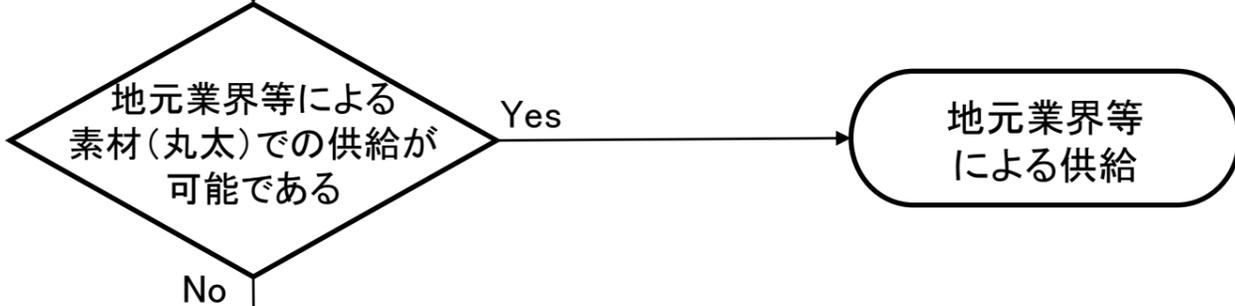
なお、「国民的な伝統行事」の考え方については、「千年以上、一定の間隔で定期的で開催している行事であること」をその判断基準とし、伊勢神宮式年遷宮関係行事（御杣始祭、御船代祭、仮御樋代木伐採式及び斧入式）以外は想定しない。

国民的伝統行事又は歴史的文化的建造物の修復等に係る
特殊用材の需要・要望に対する対応手順

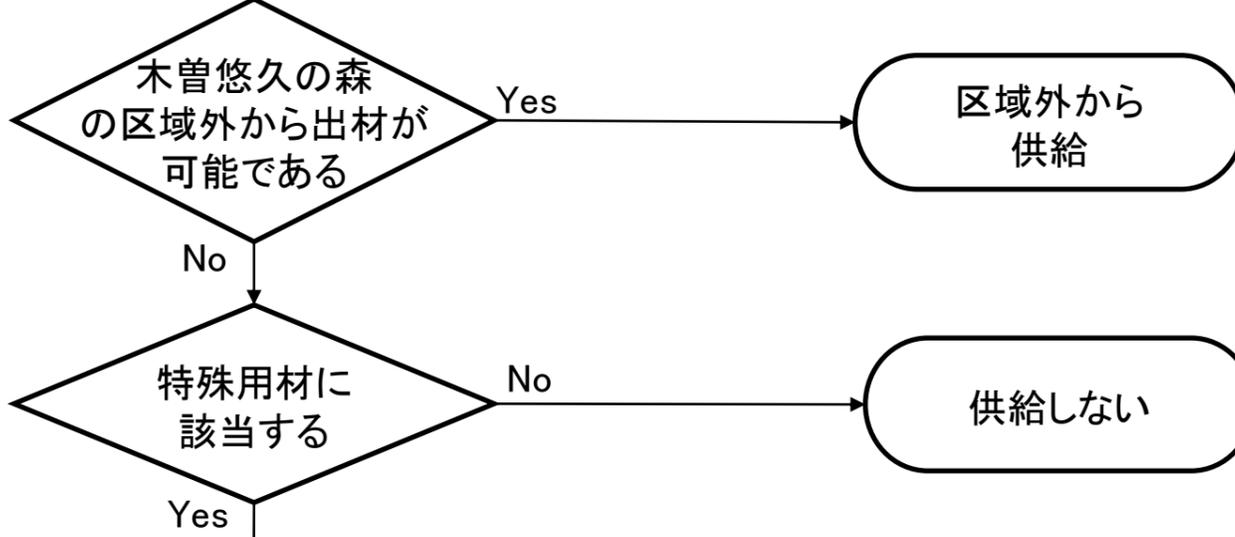
要望者等から具体的内容の聴取

- (1) 供給対象(行事、神社仏閣など)
- (2) 樹種、寸法、数量等
- (3) 立木での供給の必要性
- (4) 国有林から供給する必要性

地元業界等による検討



森林管理局署による検討



木曽悠久の森の区域内における検討

